

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 4年 2月 14日 (月) 午前 9時 30分 開会 午前 10時 45分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8人)	中山真由美 小沼 富夫 大垣 真一
	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 冨田 巖
	舘 大樹 八島 満雄 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子 越水 崇史 山田 昌紀
7 説 明 員 (3人)	総務部長 (吉川 武士)
	総務部参事(兼)文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課主幹 (兼) 文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 3月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【中山真由美議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【八島満雄議員】 おはようございます。コロナは収まらず、3月定例会の日程案が出されましたので、ひとつ、ぜひ乗り切れますよう全力一人一人よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 次に、総務部長から執行者側の議案説明をお願いします。

○総務部長【吉川武士】 おはようございます。本日は、2月17日木曜日に招集いたします伊勢原市議会3月定例会の市長提出議案等につきまして、御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

3月定例会に提出いたします議案等でございますが、令和4年度予算議案が6件、条例議案が10件、補正予算議案が5件、報告案件が3件の合計24件でございます。

初めに、令和4年度予算6議案につきまして御説明申し上げます。なお、予算の詳しい内容につきましては、2月10日に企画部から御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、令和4年度一般会計・特別会計予算及び予算説明書をお開きいただき、11ページを御覧ください。

○議案第1号 令和4年度伊勢原市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ346億9500万円と定め、また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し、5.5%、18億700万円の増となっております。

次に、239ページを御覧ください。

○議案第2号 令和4年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ97億4600万円と定め、また、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し、0.7%、6400万円の増となっております。

次に、283ページを御覧ください。

○議案第3号 令和4年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ1億2200万円と定めるもので

ございます。なお、予算規模は、前年度に対し、マイナス29.5%、5100万円の減となっております。

次に、299ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第4号 令和4年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ79億2200万円と定め、また、一時借入金につきまして定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し、4.1%、3億1200万円の増となっております。

次に、341ページを御覧ください。

○議案第5号 令和4年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ15億3400万円と定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し、4.6%、6700万円の増となっております。

続きまして、令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計予算及び予算説明書をお開きいただき、7ページを御覧ください。

○議案第6号 令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計予算

収益的収入の予定額を32億5700万円、支出を32億300万円とし、資本的収入の予定額を21億7600万円、支出を29億2400万円と定めるものでございます。また、業務の予定量、継続費、債務負担行為、企業債、一時借入金、経費の流用及び他会計からの補助金につきまして、それぞれ定めるものでございます。なお、予算規模は、前年度に対し、6.8%、3億8800万円の増となっております。

以上が、令和4年度予算6議案でございます。

続きまして、条例10議案についてでございます。議案書をお開きいただき、7ページを御覧ください。

○議案第7号 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

社会経済情勢を勘案し、特別職員の給料について減額措置を講ずるため、提案するものでございます。

8ページに改正条例案、9ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、11ページを御覧ください。

○議案第8号 伊勢原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に向け、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、提案するものでございます。

12ページに改正条例案、13ページから15ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、17ページを御覧ください。

○議案第9号 伊勢原市立地域集会所条例の一部を改正する条例について

神奈川県県営住宅に係る計画を踏まえ、峰岸集会所を廃止するため、提案するものでございます。

18ページに改正条例案、19ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、21ページを御覧ください。

○議案第10号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するほか、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

22ページから24ページに改正条例案、25ページから42ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、43ページを御覧ください。

○議案第11号 伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

小児医療費助成に係る所得制限の適用範囲を見直し、養育者の医療費負担を軽減するとともに、子育て支援施策の一層の充実を図るため、提案するものでございます。

44ページに改正条例案、45ページ、46ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、47ページを御覧ください。

○議案第12号 伊勢原市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

国から消防団員の報酬等の基準が示されたことを踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、報酬の引上げ等について所要の改正を行うため、提案するものでございます。

48ページ、49ページに改正条例案、50ページ、51ページに新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、53ページを御覧ください。

○議案第13号 伊勢原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫等が行う年金担保貸付事業が廃止されることから、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

54ページに改正条例案、55ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。

次に、57ページを御覧ください。

○議案第14号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
市史編さん事業の終了に伴い、伊勢原市史編さん委員会を廃止するため、提案するものでございます。

58ページに改正条例案、59ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、61ページを御覧ください。

○議案第15号 伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

市史編さん事業の終了による伊勢原市史編さん委員会の廃止及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

62ページに改正条例案、63ページ、64ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、65ページを御覧ください。

○議案第16号、伊勢原市文化財保護条例の一部を改正する条例について

文化財保護法の一部が改正され、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されたことに伴い、伊勢原市文化財保護条例の登録文化財に関する規定について、同制度との整合を図る必要があるため、提案するものでございます。

66ページに改正条例案、67ページ、68ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、補正予算5議案についてでございます。

令和3年度補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第17号 令和3年度伊勢原市一般会計補正予算（第10号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に8億9581万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を383億7905万2000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正につきましても、後ほど御説明いたします。

それでは、まず、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、28ページ、29ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2款総務費です。電算事務管理費追加448万8000円は、国の第1次補正予算を活用し、早期にマイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化を進めるため、システム改修を行うものでございます。財政調整基金積立金追加6857万4000円は、今回の歳入歳出予算の補正に伴い生じた一般財源の残余を積み立てるものでございます。国県支出金等精算返納金追加18

58万6000円は、生活保護関連の国庫支出金の精算を行うものでございます。

次に、3款民生費です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費追加1020万円は、補正予算第9号でお認めいただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、申請期間が令和4年9月30日までに延長されたことに伴い、不足を生じる見込みとなった経費を追加するものでございます。児童コミュニティクラブ事業費追加30万8000円及び教育・保育推進事業費追加1088万3000円は、国の施策に対応し、保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等の賃金を3%程度引き上げるため、各児童福祉施設に対し補助金を交付するものでございます。続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業費追加2200万6000円は、県が実施する地域療養の神奈川モデルの補助対象外となる、平日夜間における薬剤師の体制確保に係る費用を支援するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により診療報酬の収入が減少した休日夜間急患診療所及び休日夜間薬局に対し、医療等提供体制の維持に必要な費用を支援するものでございます。

次に、5款農林水産業費です。土地改良団体事業負担金追加980万円は、県が国の第1次補正予算を活用して実施いたします相模川西部土地改良事業に対応するものでございます。

次に、7款土木費です。舗装打換事業費追加1億8560万円は、国の第1次補正予算を活用し、令和4年度に予定しておりました市内全域の路面性状調査及び、市道2号線ほか6路線のアスファルト舗装工事を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。市道改良事業費追加8960万1000円は、同様に、令和4年度に予定しておりました市道66号線ほか2路線の市道改良工事を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。橋りょう維持管理費追加5000万円は、同様に、令和4年度に予定しておりました三ノ宮橋ほか2橋の修繕工事等を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。続きまして、32ページ、33ページを御覧ください。交通安全施設整備事業費追加9490万円は、国の第1次補正予算を活用し、令和4年度に予定しておりました市道2号線ほか3路線の歩道整備工事等を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。都市計画道路田中笠窪線整備事業費追加7500万円は、同様に、令和4年度に予定しておりました電線共同溝整備受託工事を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。公園維持管理費追加5432万円は、同様に、令和4年度に予定しておりました総合運動公園の再生修復整備工事を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。地域公園整備事業費追加3110万円は、同様に、令和4年度に予定しておりました市民の森ふじやま公園のトイレ改修を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。

次に、9款教育費です。国際教育推進事業費追加49万円は、企業版ふるさと納税を活用し、日本語を話せない保護者との連絡、相談を円滑に行うため、小中学校に通訳機を導入するものでございます。小学校校舎等改修事業費計上1億4535万8000円は、国の第1次補正予算を活用し、令和4年度に予定しておりました高部屋小学校及び竹園小学校のトイレ改修を前倒しして行うため、所要の経費を追加するものでございます。小学校費の学校等における感染症対策等支援事業費計上1485万円及び34ページ、35ページの中学校費の学校等における感染症対策等支援事業費計上675万円は、国の第1次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症対策等に向けて、市内小中学校に予算を配分するものでございます。図書館運営事業費追加299万8000円は、新しい生活様式に対応した図書館サービスの充実を図るため、いせはら電子図書館の電子書籍を拡充するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、22ページ、23ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、11款地方交付税です。普通交付税追加5億8431万円は、国の第1次補正予算により地方交付税が増額されたため、普通交付税の再算定結果に基づき追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金です。保険基盤安定負担金（保険者支援分）追加441万4000円は、負担金の額が確定したことから、国民健康保険事業特別会計繰出金の財源として追加するものでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金追加448万8000円は、電算事務管理費追加の財源でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金追加1020万円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費追加の財源でございます。保育士等処遇改善臨時特例交付金計上1119万1000円は、児童コミュニティクラブ事業費及び教育・保育推進事業費追加の財源でございます。社会資本整備総合交付金（道路事業）追加6000万円は、市道改良事業費及び都市計画道路田中笠窪線整備事業費追加の財源でございます。防災・安全社会資本整備交付金（道路事業）追加1億5533万5000円は、舗装打換事業費、市道改良事業費及び交通安全施設整備事業費追加の財源でございます。道路メンテナンス事業費補助追加2530万円は、橋りょう維持管理費追加の財源でございます。防災・安全社会資本整備交付金（都市公園等事業）追加1500万円は、地域公園整備事業費追加の財源でございます。社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）追加2666万円は、公園維持管理費追加の財源でございます。学校施設環境改善交付金計上2817万3000円は、小学校校舎等改修事業費計上の財源でございます。学校保健特別対策事業費補助金追加742万5000円は、小学校における学校等における感染症対策等支援事業費計上の財源でございます。続きまして、24ページ、25ページを御覧ください。学校保健特別対策事業費補助金計上337万5000円は、中学校における学校等における感染

症対策等支援事業費計上の財源でございます。

次に、16款県支出金でございます。保険基盤安定負担金（保険税軽減分）追加783万4000円及び保険基盤安定負担金（保険者支援分）追加220万7000円は、負担金の額が確定したことから、国民健康保険事業特別会計繰出金の財源として追加するものでございます。

次に、18款寄附金でございます。企業版ふるさと納税寄附金計上30万円は、このたび企業1社より企業版ふるさと納税を活用した寄附の申出があったことから、国際教育推進事業費追加の財源として活用するものでございます。

次に、22款市債です。土地改良事業債追加490万円は、土地改良団体事業負担金追加の財源でございます。道路橋りょう整備事業債追加2億50万円は、舗装打換事業費、市道改良事業費、橋りょう維持管理費及び交通安全施設整備事業費追加の財源でございます。都市計画街路整備事業債追加3750万円は、都市計画道路田中笠窪線整備事業費追加の財源でございます。地域公園整備事業債追加4160万円は、公園維持管理費及び地域公園整備事業費追加の財源でございます。臨時財政対策債減4億5170万円は、臨時財政対策債発行可能額に対する償還経費の一部が、令和3年度普通交付税として前倒しして交付されることに伴い、発行額を減額するものでございます。続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。小学校改修事業債追加1億1680万円は、小学校校舎等改修事業費計上の財源でございます。

続きまして、第2表繰越明許費について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。第2表繰越明許費につきましては、国の補正予算、あるいは事業進捗に伴い、年度内の完了が困難と見込まれる18事業について設定するもので、総額は16億8068万円でございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正の施設設備維持管理等経費、施設運営管理等経費、システム等保守管理経費及び燃料・原材料等購入費につきましては、令和4年4月1日からの業務開始に伴う業者選定、仕様提示、入札、決定等の契約準備事務を、令和3年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第4表地方債補正について御説明いたしますので、14ページ、15ページを御覧ください。第4表地方債補正につきましては、市債の補正に伴い、起債の限度額を変更するもので、その合計は21億9820万円から21億4780万円となります。

以上が、一般会計補正予算についての説明でございます。

続きまして、53ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第18号 令和3年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に4億4703万

9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億3487万6000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条債務負担行為につきましても、後ほど御説明いたします。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、66ページ、67ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2款保険給付費です。一般被保険者療養給付費追加1億8500万円は、一般被保険者に係る医療費の増加に伴い追加するものでございます。一般被保険者高額療養費追加7200万円は、一般被保険者に係る高額療養費の増加に伴い追加するものでございます。

次に、6款基金積立金です。国民健康保険財政調整基金積立金追加1億9003万9000円は、令和2年度における実質収支額のうち、予算に未計上の全額を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、64ページ、65ページをお開きください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、4款県支出金です。保険給付費等交付金（普通交付金）追加2億5700万円は、保険給付費追加の財源でございます。

次に、6款繰入金です。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）追加1044万5000円及び保険基盤安定繰入金（保険者支援分）追加882万8000円は、それぞれ保険税軽減対象被保険者の増等に伴うものでございます。その他繰入金減1927万3000円は、保険基盤安定繰入金の追加に伴い、同額を減額し、一般会計からの繰入金の内訳を変更するものでございます。

次に、7款繰越金です。繰越金追加1億9003万9000円は、令和2年度における実質収支額のうち、予算に未計上の全額を追加するものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為について御説明いたしますので、58ページを御覧ください。第2表債務負担行為の施設運営管理等経費につきましては、令和4年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和3年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、73ページを御覧ください。

○議案第19号 令和3年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条債務負担行為の設定です。74ページを御覧ください。第1表債務負担行為の施設運営管理等経費及びシステム等保守管理経費につきましては、令和4年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和3年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、81ページを御覧ください。

○議案第20号 令和3年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に470万600

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6652万5000円とするものでございます。

それでは、まず、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、92ページ、93ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金です。保険料等納付金追加470万6000円は、令和2年度決算に基づき、後期高齢者医療保険料の増収分を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、90ページ、91ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

4款繰越金です。前年度繰越金追加470万6000円は、令和2年度における実質収支額のうち、予算に未計上の全額を追加するものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算につきまして御説明いたしますので、令和3年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第21号 令和3年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

まず、第2条業務の予定量といたしまして、主要な建設改良事業中、污水管渠整備事業費を3億5759万9000円増額するものでございます。第3条資本的収入及び支出といたしまして、収入は、合計3億4190万円増額し、内訳は、企業債を2億8740万円、国庫補助金を5450万円それぞれ増額いたします。支出は、建設改良費を3億5759万9000円増額するものです。また、補正に伴い資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が7億1004万3000円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を増額するものでございます。第4条債務負担行為は、令和4年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和3年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。第5条企業債は、資本的収入のうち企業債の増額に伴う限度額の変更でございます。

それでは、資本的収入及び支出について、支出から御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。第1項建設改良費における污水管渠整備事業費3億5759万9000円は、国庫補助金の内示に伴い、長寿命化対策及び地震対策並びに污水主要幹線の緊急対策を行うものでございます。

続きまして、収入について御説明いたしますので、16ページ、17ページを御覧ください。第1項企業債における公共下水道事業債2億8740万円、第4項国庫補助金における防災・安全社会資本整備交付金（管渠分）5450万円は、それぞれ御説明させていただきました支出の増額に伴う財源の補正でございます。

次に、8ページを御覧ください。8ページから15ページまでの各財務諸表は、補正予算に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定

貸借対照表等の修正をするものでございます。

以上が、補正予算議案についての説明でございます。

続きまして、報告案件3件について御説明させていただきますので、議案書をお開きいただき、69ページを御覧いただきたいと存じます。

○報告第1号 専決処分の報告について（伊勢原市個人情報保護条例の一部を改正する条例）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条及び第46条の施行に伴い、伊勢原市個人情報保護条例において引用する法令等を整理する必要が生じたため、市長の専決事項の指定についてに基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

70ページに専決処分書、71ページに改正条例、72ページ、73ページに新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、75ページを御覧ください。

○報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和3年11月19日に発生した市都市公園の草刈り作業中における事故の損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

事故の概要は、76ページを御覧ください。都市部職員が刈払機を用いて公園内の草刈り作業を行っていた際、公園外に飛散した石が相手方の左手に当たり、受傷したものです。本市と相手方の過失割合は、市側過失100%であり、相手方治療費等に係る本市賠償額は6287円となります。なお、本市賠償額につきましては、保険により補填されます。

続きまして、77ページを御覧ください。

○報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和3年9月18日に発生いたしました道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。事故の概要は、78ページを御覧ください。相手方車両が市道区域内を走行中、強い雨により浮き上がったマンホールの蓋に車両が接触したことでハンドルを取られ、道路脇のブロック塀に衝突し、車両が破損したものでございます。本市と相手方の過失割合は、市側過失100%であり、相手方車両破損に係る本市賠償額は64万4290円となります。なお、本市賠償額につきましては、保険により補填されます。

以上で、3月定例会に提出いたします議案等につきましても説明を終わらせていただきます。

○委員長【中山真由美議員】 以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項についてを議題とし、事務局から内容を説明いたしま

す。

○議会事務局長【柴田康鑑】 それでは、お配りしてございます、議会運営委員会・議会側処理事項（2月14日）を御覧ください。項番1、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が2件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【中山真由美議員】 委員長といたしましては、陳情第1号及び陳情第2号は、今回と同じ陳情者から令和3年9月定例会にも提出されており、その際、不採択と結果が出ております。その後、特段の状況の変化もないと思われることから、全議員に文書表の配付にとどめてはいかがかと考えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。

○議会事務局長【柴田康鑑】 正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚作成し、お配りしてございますので、御覧いただきたいと思っております。

1枚目につきましては、2月25日分を御覧いただきたいと思っております。市長提出議案第7号から議案第21号までの15件について付託省略。

2枚目は3月7日分で、議案第1号から議案第6号までの令和4年度各会計予算について、一般会計予算は所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計予算は所管の各常任委員会に付託、議案第6号は産業建設常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。

○議会事務局長【柴田康鑑】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配り

してございますので、御覧いただきたいと思っております。会期につきましては、2月17日から3月24日までの36日間でございます。

- ・ 2月17日 本会議 提案説明
- ・ 2月21日 総括質疑、一般質問通告期限正午
- ・ 2月25日 本会議 議案審議
- ・ 3月 2日 委員会・付託審査
- ・ 3月 3日 委員会 付託審査
- ・ 3月 7日 本会議 総括質疑
- ・ 3月10日 委員会 予算審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
- ・ 3月11日 委員会 予算審査
(産業建設常任委員会 午前9時30分)
- ・ 3月14日 委員会 予算審査
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 3月17日 本会議 一般質問
- ・ 3月18日 本会議 一般質問
- ・ 3月22日 本会議 一般質問
- ・ 3月24日 本会議 最終日

なお、委員会の付託案件が出てきた場合には、再度協議いたします。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、2月17日の本会議において、議長からお諮りいたします。

ここで、執行者は退席いたします。

(執行者退席)

議 題 2 伊勢原市議会傍聴規則の一部改正について

○委員長【中山真由美議員】 次に、伊勢原市議会傍聴規則の一部改正についてを議題といたします。

今回の改正は、令和3年6月定例会での一部の傍聴者への退場命令や新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、傍聴者の安全を第一に考え、傍聴される際に住所、氏名を記入いただくように一部改正するものです。改正内容については、

事務局より説明をお願いします。

○議会事務局長【柴田康鑑】 正副委員長と協議の上、伊勢原市議会傍聴規則改正案と傍聴受付票を作成いたしました。内容については、配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【中山真由美議員】 御意見があれば、お伺いいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 この変更について、コロナ対策というのは分かるんですけれども、私たちはこの間、まち検もやって、多くの皆さんに議会に来てもらって傍聴してやっていこうというのが、一貫した姿勢であると思うんです。現在も同じだと思うんです。もしこういうふうにすると、傍聴、そういうのはもうほとんどの人は知りませんから、来て、受付で書く人もいでしょうけれども、そういうのを書くのは嫌だという人は傍聴できないということを、あえてすることになりましたら、私たちが目指す方向とは必ずしも一致しないと思うんです。

だから、もしこういうふうに対応でやるというのであれば、来て、あそこでお願いをして、住所だとか氏名だとかを、お願いとして書いてほしいというのを紙にして、コロナ対策、こういうのをやりますということで配付して、帰るときに、書く人は書いてもいいし、嫌だという人は書かなくても、傍聴する権利は残してあげないと、住所は嫌だという人もいますから、私たちが議会として閉じてしまうことになりかねないので。そういうふうに変更するというふうにしたら、もうこういう人は書かないと出ないということになるので。一方で、議会の傍聴席では、座るのも離してやっているし、手指消毒をやるだとか、温度計も、本当にやっているかどうか分からない、きちっと徹底して、一方でやるというふうにして、コロナ対策の徹底を図るというふうにするほうが、私は市民の方からも受け入れられるんじゃないかと思います。

○委員【埴田巖議員】 今、宮脇委員からも出た話、私はあれなんですけれども、例えばコロナにかかって、今、無症状で、オミクロン株も大分増えてきて、住所、電話番号を書いたらという。例えば議会の中でコロナの感染者が出た際に、住所と名前さえ分かっていたら、例えばですけども、その方たちに御連絡させていただいて、今、こういうことでコロナが出たので、もし濃厚接触者の疑いがあるなら、しっかり受診してくださいとかということが言えるんですけれども、住所、名前とか、何もなくて、行ってしまって、何かあったときに、例えばその方がうつってしまって、知らないで無症状で広がったときに、これこそ市内が本末転倒になっちゃうんじゃないですか。ようは感染者がどんどん増えてくるというふうには感じているんですけれども、そういったときに、しっかりと住所、名前、電話番号を書く。今、公園とかも既にそういう形でやって、しっかりと感染症対策もしながら、感染もししちゃった場合に連絡が取れるようにということをやっている動きは出ているので、議会だけやらないというのは何か違うんじゃないかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○委員【舘大樹議員】 これをやるに当たっての理由が2つあると思います。

コロナの関係と、もう1点が、騒ぎというか、混乱があったかと思うんですけれども。コロナの関係は追っかけをしなきゃいけないということでもいいと思っています。混乱についても、名前と住所をちゃんと書いていただけるような方に傍聴していただいて、それで、もし不測の事態になった場合に追いかけるような形を取ることが、この前の混乱の教訓ということになっている。そういう点で、今回のこの規則の提案というのがあったと思っているので、提案どおりにやっていったほうがいいかなと思います。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私もおおむね賛成の立場で述べさせていただくんですが、非常にいい案だと思います。ただ、傍聴に来る方は御高齢の方とか、障がい者の方もいらっしゃる事が想定されますので、御高齢の方だと、例えば書くのが大変とか、老眼鏡を忘れたから、読むのが大変とか、そういった方に対しての配慮、障がい者の方もいらっしゃるし、目の見えない方もいらっしゃる中で、そういった配慮というのは、議会事務局の負担になっちゃうかもしれないですけども、していただければ、さらにいい案になると思います。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 お名前、御住所を書いていただく際のサポートということですね。それは考えてまいります。

○委員【橋田夏枝議員】 代筆もオーケーということはいかがですか。

○委員長【中山真由美議員】 はい。ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

○委員【宮脇俊彦議員】 公民館もこういうふうなことが、話題というか、なったんですけれども、公民館も、来たときに書いてほしいという紙は出します。ただ、書く人はいますけれども、最後のところで、強制してないから、嫌だという人は、別に書かなくても利用はできているんですね。それで、何か起こったらというと、公民館も同じように、人数を定員40だったら20名までとかというふうにやっていて、特にそれで拡大したとかというふうにはなっていない。図書館も同じだと思うんですけれども。

だから、これはかなりハードルが、個人名と住所を書くというのはハードルがね。それでないとさせないということになると、これはもう規定ですので、なっちゃうから、当然傍聴に来た人は、いや、俺は自分のところに関連するところだけ聞いて帰るだけだといったときに、それはもう、これだと入らせないということですよ。もしこういうふうに条例を変えちゃうと。それは、主権者は市民ですから、市民の人たちにこういうことを、今もやっているけれども、入らせないとか、使わせないというふうにはなっていないと思うんですよ。それに、こうしたことで排除してしまうというのは、私たちが、今の議会がオープンでやって、多くの人たちに関心を持ってもらって、来て傍聴してもらおうということで、アンケートを取ったり、いろんなことをやっていることから趣旨が外れると思うんですよ。もっとやるべきことは、今も検温は、私もたまにしかやってないです

けれども、ちゃんと測ってもらってやるだとかいうことで、傍聴する権利はやっぱりなくしてしまうようなことはすべきではないと思います。

○委員【小沼富夫議員】 副委員長の立場で大変恐縮ではございますけれども、今、非常にオミクロンの感染力は強いし、そしてまた本会議3月定例会は予算審査の定例会で大変重要な定例会ですので、例えば傍聴者によってコロナが発生したという曖昧な情報等々が流れたときに、その防御策をしてないということは無防備だということで非常に危ないと思います。でありますから、ぜひ傍聴者にもきちっとどここの誰々さんということで御協力をいただくということで、お書きいただいた方に傍聴していただくという形の中で、安全に傍聴できる、そしてまた安心安全で本会議を開催できるという状態にしたいという思いから、正副委員長としては提案することになりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。これが長く続くとは思いませんけれども、今、1日、東京あたりでは、減っているとは言え、1万数千人から出ている状況にありますので、伊勢原市も日々40人、50人という状況でありますので、ぜひとも本議会3月定例会だけはきちっと取り組まないと、来年度の予算は立ちませんので、皆様方の御理解をいただきたいと思います。もし御賛同いただけないのであれば、多数決もやぶさかではないと、私は思います。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 いかがですか、皆さん。

○委員【館大樹議員】 議論が平行線ではしょうがないので、最後ですから時間があると思いますので、多数決で行いたいと思います。

○委員長【中山真由美議員】 2分の1の皆さんが一応納得していただけたら。

○委員【宮脇俊彦議員】 それは、やっぱり全体に関わる問題だから、全員いるところできちっと論議したほうが、私は。ここでもし否決したら、これは議会運営委員会の責任でこういうふうになると決めたということになるんですよね。

○委員長【中山真由美議員】 先ほども申し上げましたとおり、傍聴規則というのは、議運に決定権がございますので、全議員にということではないので、この場で皆さんに意見を求めて、御協力いただく上で、安心安全に議会を進めていきましょうと。その御協力を考えていただけませんかということでございますので、権利を奪うとか、そういう形ではないんですね。健康面、今、このコロナ対策、様々大変な状況の中で必要なことありますので、これを皆様、進めてまいりましょうということでお話をさせていただいております。

○委員【小沼富夫議員】 今、状況として、やはり傍聴者も高齢者が大半を占めております。死亡者の大半は高齢者である。そのこのところの安全も図るということも十分に考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 安全対策は、手指消毒したり、検温したり、間隔を空ける。でも、私たちは、議場はそうになってないんですよね。横も使えるから、

本当は広げたり、いろんなことはやれるようになると思う。ただ、撮影場があるからできないというのは分かるんですけども、そうした上で、そういうものを何かよく分からないまま、市民が来て傍聴したいって、タウンニュースなんかを見ましたら、来たときに名前とあれを書かなくては駄目だというふうに決定して、私はそうすべきじゃないという。私たちが目指している議会とは違うんじゃないかというのをやっぱり私は言いたいです。

○委員【館大樹議員】 名前を書いてもらわないと入れないということは、傍聴の権利を奪うとか、そういう話じゃないと思うんです。そういう話じゃないですよ。

○委員【宮脇俊彦議員】 でも、傍聴できないんでしょう。これが、こういうふうになっちゃうと。

○委員【館大樹議員】 できないといっても、インターネットの中継だってあるし。それでやっていただくということで、権利の確保という意味ではできていることだと思うし、排除とか、そういう話じゃないと思います。今回の提案。

○委員長【中山真由美議員】 宮脇委員が、もし傍聴者の中でお名前を書くのが嫌だという方が、じゃ、出られるのかどうか。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は傍聴者じゃないから分からないけれど、でも、こういうふうになったら、これは入れないということになるですよ。

○委員【小沼富夫議員】 誰もそんなことは言ってないよ。誰も言ってませんよ。

○委員【宮脇俊彦議員】 でも、規則がこうなったら、書いてもらう。

○委員【小沼富夫議員】 御協力をいただくと言っている。

○委員【宮脇俊彦議員】 御協力ということであれば、そういうふうな公民館や、ほかの行事のときもそうだけれども、入るときに。

○委員【小沼富夫議員】 公民館と議会では違うんですよ。

○委員【宮脇俊彦議員】 紙に書いて、協力してほしいという。よく分かりませんが、もしこういうふうになったときに、後で書かなかったらどういうことになる。協力しないと、どういうことになる。

○委員【館大樹議員】 申し訳ないけれども、遠慮してくださいという話になるでしょう。

○委員【冨田巖議員】 1階でテレビ画面でやっていますよね。もしインターネットができないのであれば、1階のテレビジョンで見られます。

○委員【小沼富夫議員】 御協力をいただくと、さっきから言っているじゃないですか。今、館委員も言われました。御協力いただけなかったら、どうするんですかといったら、しょうがないじゃないですか、それは。それ以上のことは決めてないです。入れさせないなんて、誰も言ってないですよ。御協力をいただくと、言っているんですよ。一回やってみましょうという話ですよ。

○委員【宮脇俊彦議員】 いや、もし、嫌だという方がいたときはどういうふ

うな対応になるんですか。

○委員【小沼富夫議員】 しょうがないじゃないですか。

○委員【宮脇俊彦議員】 しょうがないの。

○委員長【中山真由美議員】 先ほどもいろいろほかに傍聴できる方法も用意していますので、議会で。そういった形で御協力をしていただくという形になります。入れる、入れないというところにすごく、今、こだわっていらっしゃるんですけども、議場にいらっしゃるなくても傍聴できるような形にはなっておりますので、お名前を書きたくないという方は違う方法で傍聴していただくこともできますので、入れないということが市民の権利を奪うことにはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○委員【宮脇俊彦議員】 来たときに、書くのが嫌だというときは、議会事務局はどう対応を取るんですか。

○議会事務局次長【佐伯暁美】 規則の改正が行われた後でしたらば、御記入いただけないのであれば、先ほど皆さんの発言どおり、別の方法を御案内して、議場へお入りいただくことは御遠慮いただくという御案内しかないかと思えます。

○委員長【中山真由美議員】 そのための改正というのは、排除じゃないんです、宮脇委員。このコロナ禍において、安全な対策という意味での改正というふうにお考えになっていただけないでしょうか。公民館とおっしゃいましたけれども、やはり議場、様々重要な採決ありますので、そこを安全に運用したいので、議会運営委員会としては安全な対策を進めていきたいと思いますということで、今、議題としております。

○委員【宮脇俊彦議員】 趣旨は、私もそういうふうな取組をするって、それは分かりますけれども、今、言ったように、結局議場を見に、議場はどういう状況になっているか、聞きたい人が来たときに、それをさせないということになる。だから、私は市民にそういうことを課すことが、議会としていいのかという問題は、私たちはこの間、多くの方に実際に見てほしいということで、この間も傍聴席は1個ずつ置いてやるだとか、手指消毒をやるだとか、検温をやるとやってきたけれども、それを徹底してやるということのほうが、協力は協力で、紙を渡して書いてもらうのはいいけれども、入らせないということは、これは来た人にとっては大変なことだと思う。

○委員長【中山真由美議員】 宮脇委員も御協力いただきたいんですよね、議会運営委員会の中でも。やはり宮脇委員がこの議会運営委員会の中の議題に御協力いただけないと、傍聴者の方もそういった方にそういう形で御協力いただくことが大事なかと。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、だから、納得できない。議会から、それを来た人は排除したと思うと思います。あと、満タンになって入れないというなら、別室にやることは、それはあり得るかと思うんですけども、名前を書かないから、傍聴席は5人しかいないけれども、あそこに入ってもらっては困るというこ

とを、市民に対してやるということは、私はそれはハードルが高過ぎて。今まで私たち議会が目指していた、オープンで開かれた、多くの人に見てもらいたいというふうに取り組んできたのからはちょっと趣旨が違うんじゃないか。

○委員【橋田夏枝議員】 あと、私からお願い、もう1つ加えるのであれば、もし、例えば個人情報を超かに預かるので、議会としては。書いていただくと。だから、何月何日にこの場にいらっしゃったという情報は頂くわけじゃないですか。そこを適正に管理すれば、責任を持ってやればいいんじゃないかと私は思うんですけども。そこはやって、それで、それを市民に聞かれたときに、公民館は1か月後にシュレッターしますというふうに、ちゃんとルールが決まっているんじゃないですか。預かった後、どうするかということも、まだこれから決めるのか、決まっているのか分からないんですけども、そういったところをちゃんと市民に信用されるような説明責任はあるかなと思います。そこができれば、いいかなと思います。

○委員長【中山真由美議員】 様々御意見が出そろったと感じておりますので、やはり個人情報というのはもちろんプライバシーの問題、しっかり管理するというのを踏まえて、やはりこのコロナ禍、安全安心に議会運営ができるようにするために、やはり傍聴者の方にはお名前、御住所を記入していただいで行っていく。特段問題があれば、また改正していくということでもよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。伊勢原市議会傍聴規則の一部改正について、ただいまの内容で改正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員【宮脇俊彦議員】 私は一貫して、それはやるべきじゃないと。

○委員長【中山真由美議員】 宮脇委員、もしどんな問題があるのか、またその改正をするべきであれば、そのときにまた言っていただいで。まだこれは行っていないので、問題点も、まだ改正も、そういった部分では、まず、一段やってみないと分かりません。何か問題点があったら、そのときにまた言っていただければ一部改正を行いますので、それでよろしいでしょうか。

○委員【宮脇俊彦議員】 だから、今回はこれでやる。私は違う。これをやるというのは。

○委員長【中山真由美議員】 じゃ、こちらで、宮脇委員については納得いかない部分があるということですが、大半の議会運営委員会の委員がこちらを進めていくということですので、今回、こちらのほうの改正という形で行ってまいりたいと思います。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和4年2月14日

議会運営委員会

委員長 中山 真由美